

# 四街道市建築指導要綱のご案内

令和6年6月作成

## 【目的】

四街道市では、四街道市建築指導要綱（平成12年3月17日告示第55号）を定め、共同住宅等または、用途地域別に定めた高さを超える建築物（以下、中高層建築物）を建築しようとする場合に、事業者の理解と協力を求め、必要な指導をあらかじめ行うことにより、秩序ある地域の形成・市民の生活環境の向上に寄与すること目的とし報告書の提出をお願いしています。

## 【手続きの流れ】

### 関係各課との協議

主に、下記内容について協議ください。

- ・都市計画法（開発行為・地区計画等）・・・都市計画課
- ・雨水排水対策・・・土木課
- ・消防活動用空地等（地上4階以上の共同住宅等又は中高層建築物の場合）・・・消防本部
- ・ごみの処理（ごみの集積所）・・・クリーンセンター
- ・上水道・下水道・・・水道課・下水道課

### 事前公開板の設置

- ・様式第3号を設置してください。
- ・建築計画敷地のどの位置に設置したかわかる写真と記載内容のわかる写真を撮影してください。

### 近隣説明

（建築計画の敷地面積が500平方メートル以上の共同住宅等の場合）

### 建築事前協議報告書一式の提出

- ・事前公開板の設置から14日経過後、正本1部及び副本2部の合計3部を提出ください。
- ・関係各課との協議について「協議年月日」「担当者」「協議内容とそれに対する対応」を記載した議事録を事前協議した内容の結果がわかる書類として添付してください。
- ・提出された報告書一式について、協議内容等に誤りがないか関係各課へ確認するため、3～4週間かかります。また、関係各課の意見によっては、書類の訂正・差替え・再協議が必要になる場合があります。

### 建築事前協議報告書一式を返却

関係各課の確認が終わりましたら、副本を1部返却します。なお、建築計画を変更しようとする場合は、建築事前協議変更報告書一式の提出が必要になるため、建築課へご相談ください。

## 【注意点】

- ・詳細については「四街道市建築指導要綱」を確認した上で、手続きを行ってください。
- ・駐車スペースは、原則敷地内に戸数分確保ですが、事情等により敷地外で確保する場合は、確約書（任意様式）を作成し、添付してください。
- ・ごみの処理について、クリーンセンターと事前協議をした際に発行される回答書を添付してください。
- ・『千代田1・2丁目』『みそら』『美しが丘』について、別途注意事項があるため、確認してください。
- ・手続きを申請者以外が行う際は、委任状を添付してください。委任状には、担当者・電話番号・メールアドレスまたは、FAX番号を記載してください。
- ・「四街道市中高層建築物等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の手続きが別途必要となる場合があるため、内容をご確認ください。

四街道市 都市部  
建築課 審査指導係  
TEL：043-421-6144